

災害が発生したときは「災害伝言ダイヤル」のご利用を!

災害発生時は、被災地への通信が増加し、電話や携帯電話がつながりにくくなるなど、家族と連絡を取るのが困難になります。災害時には、伝言を録音するサービス「災害伝言ダイヤル」が提供されますので、安否確認などのときには、同ダイヤル『171』を利用してください。

◆伝言を録音する場合

- ①『171』をダイヤル
- ②『1』を押す
- ③自宅の電話番号を押す
- ④メッセージを録音

◆伝言を聞く場合

- ①『171』をダイヤル
- ②『2』を押す
- ③自宅の電話番号を押す
- ④メッセージを聞く

災害時要援護者登録制度をご存じですか?

■災害時要援護者登録制度とは?

一人暮らしの高齢者や重度の障がいがある人など、災害が発生したときに、自力または家族などの支援だけでは避難できない人(災害時要援護者)をあらかじめ登録し、「災害時要援護者登録台帳」を作成します。この台帳を、行政区長や民生委員・児童委員、自主防災組織など地域の人たちに提供し、災害時の救助活動や安否確認などに役立てようというものです。

■災害時要援護者とは?

災害時に、自力または家族などの支援だけでは避難できない人や、避難先での生活が困難な人で、次のいずれかに該当する人です。

- 高齢者(一人暮らしや寝たきりなど)
- 身体障がい(視覚・聴覚・肢体など)や、知的・精神・発達障がいのある人
- 難病の人
- 妊産婦・乳幼児
- 日本語がわからない外国人 など

■登録を希望される場合は

「災害時要援護者登録台帳」には、申請書を提出することにより登録できますが、次のことに注意してください。

①近隣で支援してくれる人を決めて、地域支援者として同台帳に登録することの同意を得てください。

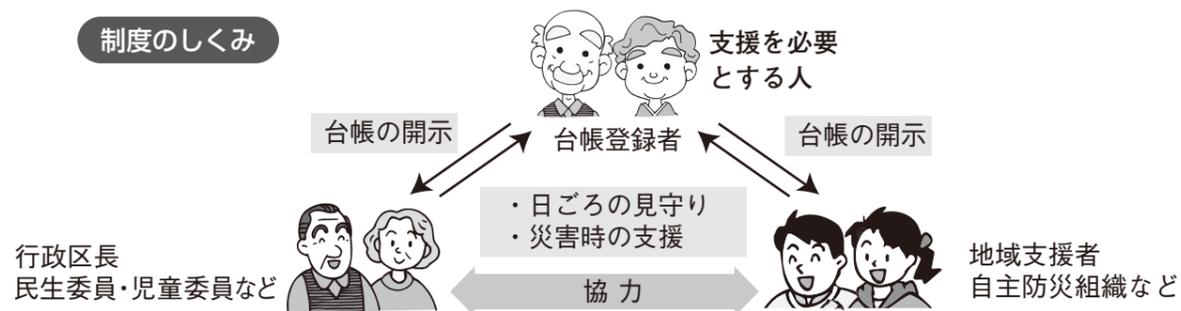
②登録時には、支援を受けるために必要な個人情報(行政区長や民生委員、自主防災組織などへ提供することに同意していただきます)。

※災害時要援護者登録申請は随時受け付けていますので、本庁・社会福祉課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所・総務市民課に備え付けの登録申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください(登録申請書は、本渡地区の各町公民館にもあります)。

■地域支援者について

「地域支援者」として一番望ましいのは、あなたの近隣の人です。

※地域支援者には、要援護者への日ごろの声かけや、いざというときの安否確認、避難の手助けをお願いします。できる範囲での支援をお願いします。責任を伴うものではありません。ふだんから気軽に話せる関係となるよう、よい近所付き合いに心がけましょう。



【問い合わせ先】

本庁・社会福祉課地域福祉係内線1406 / 牛深支所・市民福祉課健康福祉係
その他の支所・総務市民課市民生活係

もし災害が発生したら

自然災害が発生したときは、誰しも慌ててしまうものです。しかし、緊急時だからこそ、落ち着いて冷静に行動する必要があります。とつさの状況判断ができるように、災害に対する適切な行動を覚えておきましょう。

自然災害から身を守る

・早めの避難を

警報や避難の勧告・指示が出された場合、または身の危険を感じたときは、速やかに避難をしましょう。
避難をする前に
避難をする前には、電気
のブレーカーを落とし、ガ
スなどの火元を閉め、親戚
や知人に避難することを知
らせておきましょう。



・徒歩で避難を

車での避難は渋滞を引き起こすなど、避難の妨げとなります。特別な場合を除き、徒歩で避難しましょう。



・援助が必要な人がいたら

高齢者や障がい者、子どもなど、災害時にすばやく行動することが困難な人が近所にいるときは、声を掛け合っていつしよに避難しましょう。



■地震のときは

まずは、机の下に隠れるなどして身の安全を守り、揺れ

がおさまるのを待ちましょう。揺れがおさまったら火の元を確認し、いつでも避難できるように出口を確認することが重要です。また、屋外にいるときも、ブロック塀や落下物の危険性があるところから離れ、広場などへ逃げるようにしましょう。

■津波のときは

津波から身を守るためには、避難する以外に方法はありません。自宅だったら、職場だったらなど、さまざまな場面を想定し避難する高台を決めておきましょう。



災害が発生したとき、発生のおそれがあるときは 災害対策本部を設置し対応します

市では毎年、梅雨時期を前に防災会議を開き、防災計画を見直し、危険箇所なども点検しています。この結果を踏まえて作成した「天草市地域防災計画書・天草市水防計画書」は、本庁・防災交通課や牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課に備え付けていますのでご覧ください。

また、防災体制の確立や防災関係機関の連携強化などを図るため、「天草市総合防災訓練」も毎年実施。大雨や台風、地震、津波などあらゆる災害を想定し、避難訓練や救出・救助訓練を行っています。

一方、大雨や台風、津波などに伴う警報などが発表されると、市(本庁・各支所)では警戒体制をとり、情報の収集を行います。

そして、災害が発生したときや、災害が発生するおそれがある場合は、市役所本庁舎内に『災害対策本部』を設置し、災害に対応します。

※災害が発生または発生のおそれがあるときは…
本庁・防災交通課 ☎ 1111 内線 1231
牛深支所・総務振興課
その他の支所・総務市民課へ